

第 37 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則

上記の議案を提出します。

平成 29 年（2017 年）12 月 15 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当について規則を定める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号。以下「給与条例」という。）第12条及び第13条の規定に基づき、中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員特殊業務手当の支給額等)

第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる給与条例第12条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。

2 給与条例第12条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表中欄に定める額とする。

(支給方法)

第3条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、中野区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める。

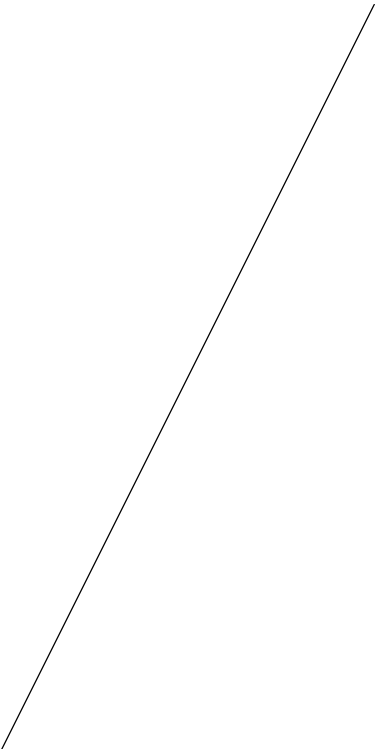
附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	要件	
	中野区立小学校及び中	その他の日

業務の種類	<p>学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条第1項に規定する週休日並びに同条第2項及び第3項の規定により週休日となった日又は給与条例第14条第1項に規定する休日（以下「週休日等」という。）</p>		
(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	<p>ア 終日に及ぶ程度（日中8時間以上） イ アと同程度</p>	<p>ア 正規の勤務時間に引き続き午後11時まで イ 午前2時から午前8時まで ウ ア又はイと同程度</p>	
(2) 学校が計画し、かつ実施する修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	8時間以上（睡眠時間等は含まない。）	8時間以上（睡眠時間等は含まない。）	
(3) 特別区人事委員会	①泊を伴うもの	同上	同上

<p>(以下「人事委員会」という。)の承認を得て教育長が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務</p>	<p>②週休日等に行うもの</p>	<p>ア 終日に及ぶ程度 (日中8時間以上) イ アと同程度</p>	
<p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務</p>	<p>4時間以上</p>	<p>勤務時間条例第5条及び第6条第1項に規定する週休日並びに同条第2項及び第3項の規定により週休日となった日において同条第2項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外に4時間以上</p>	

別表第2 (第2条関係)

支給範囲	手当額	摘要
<p>(1) 職員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次</p>		<p>支給要件については別表第1による。ただし、(4)に</p>

に掲げる業務に従事したとき。			については、一会計年度において、勤務時間条例第5条第1項に規定する週休日及び同条例第12条に規定する休日（同条例第13条前段の規定により週休日となった日を除く。）を合算した日数を限度とする。
ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 3,200円		
イ 特に被害が甚大な災害発生時における児童又は生徒を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 6,400円		
ウ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務に従事したとき。	日額 3,000円		
エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 3,000円		
(2) 職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。	日額 1,700円		
(3) 職員が、人事委員会の承認を得て教育長が	日額 5,200円		

定める対外運動競技等
において児童又は生徒
を引率して行う指導業
務で、泊を伴うもの又
は週休日等に行うもの
に従事したとき。

- (4) 職員が、学校の管理
下において行われる部
活動（正規の教育課程
としてのクラブ活動に
準ずる活動をいう。）
における児童又は生徒
に対する指導業務
で、週休日等又は勤務
時間条例第5条及び第
6条第1項に規定する
週休日並びに同条第2
項及び第3項の規定に
より週休日となった日
において同条第2項若
しくは第3項の規定に
より勤務時間が割り振
られた日に行うものに
従事したとき。
- 日額 4,000
円